

## 「第4期はだの男女共同参画プラン」年次報告書(令和6年度実績)の概要

「第4期はだの男女共同参画プラン」は、前プランの各施策の主な成果と課題を分析し、男女共同参画社会の実現に向け、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間と定め、市民・事業者・行政が協働して取り組むべき指針として策定したものです。

この計画では、以下の5つの基本方針を定めています。

- 1 職場、家庭、地域でいきいきと暮らすことができる環境をつくるために
- 2 男女がともに個々の能力を発揮して働くことができる環境をつくるために
- 3 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる環境をつくるために
- 4 男女共同参画に対する理解を深めるために
- 5 男女共同参画社会の実現を着実に進めるために

また、事業等の達成状況をより分かりやすくするため、10の指標を設定しています。(別紙 「第4期はだの男女共同参画プラン」推進状況(指標))

この報告書は、プランの適切な進行管理を行うため、各所管課が令和6年度中に取り組んだ施策の推進状況を把握し、自己評価、課題、課題解決に向けた対応をまとめたものです。

評価については概ね次の区分を目安としています。

「A＝予定どおり推進できた。(90%以上)」

「B＝概ね予定どおり推進できた。(70%～90%未満)」

「C＝一定程度推進できた。(50%～70%未満)」

「D＝推進が不十分であった。または推進できなかった。(50%未満)」

# 1 令和6年度男女共同参画推進施策所管課別自己評価一覧表

基本方針	施策の具体的方向	事業数	所管課評価			
			A	B	C	D
1 職場、家庭、地域でいきいきと暮らすことができる環境をつくるために	(1) 良好な子育て環境の整備と子育て世代への支援の推進	*12 (※1)	11			
	(2) 安心して介護することができる環境の整備	6	5	1		
	(3) 趣味や経験を生かした市民活動等への参加の支援	1	1			
	(4) 市民生活を支える相談窓口の充実	1	1			
	(5) 災害時でも安心できる環境の整備	2	2			
2 男女がともに個々の能力を發揮して働くことができる環境をつくるために	(1) 市民・事業者に向けた情報及び学習機会の提供	*5	4	1		
	(2) 就業支援策の充実	*2	2			
3 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる環境をつくるために	(1) 人権侵害問題及びあらゆる人権に配慮した意識づくりの普及・啓発	*6	5		1	
	(2) 被害を受けた人に対する支援体制の充実	*4	4			
	(3) 配偶者等からの暴力を受けた人に対する支援の充実	*17	17			
	(4) 生涯を通じた健康支援	*4	3	1		
4 男女共同参画に対する理解を深めるために	(1) 子どもに対する男女共同参画教育の充実	6	6			
	(2) 生涯学習等の場における意識啓発事業の推進	*4	3	1		
5 男女共同参画社会の実現を着実に進めるために	(1) 庁内推進組織による計画推進の適正管理	2	2			
	(2) 方針決定過程における女性の登用の促進	2		2		
	(3) 各機関と連携した事業の推進	4	4			
	(4) 市職員における女性活躍「行動計画」に基づく取組みと職員一人ひとりの意識啓発の推進	*3	2		1	
合計		81	72	6	2	
事業全体に占める所管課評価割合（単位：％）		100	88.8	7.4	2.4	

- 事業数の＊は、事業が複数課にまたがるため、担当課数で計上しています。
- (※1)…令和6年度から事業の統合により評価のない事業が1あります。
- 評価の区分は、「A＝予定どおり推進できた。(90%以上)」「B＝概ね予定どおり推進できた。(70%～90%未満)」「C＝一定程度推進できた。(50%～70%未満)」「D＝推進が不十分であった。または推進できなかった。(50%未満)」の4段階としています。

## 2 報告(事業実績)

<p><b>【基本方針 1】</b>  <b>職場、家庭、地域でいきいきと暮らすことができる環境をつくるために</b></p>	
<p><b>(1) 良好な子育て環境の整備と子育て世代への支援の推進</b></p>	
<p>1 妊娠期から子育て期にかけて、切れ目のないきめ細やかな支援に努めた。</p> <p>2 夫婦で協力して家事や育児に取り組む意識の向上に努めた。</p> <p>3 保護者の就労、疾病等に伴う多様な保育ニーズに対応するサービスの提供に努めた。</p> <p>4 身近な地域において子育てに対する不安感の緩和、社会的孤立の解消を図った。</p>	
<p>こども家庭支援課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 妊娠届出数 662 件、妊娠期転入者 55 人。</p> <p>2 妊婦支援状況 面接：717 人、電話：116 人、訪問：26 人</p> <p>3 訪問実施状況 妊婦：68 回、新生児：325 回、未熟児：94 回、乳児：105 回、幼児：162 回</p> <p>4 おめでた家族教室を年 31 回（土曜日開催 5 回を含む）開催。参加者数（延べ人数） 408 人、うち父親等 154 人。</p> <p>5 はじめての祖父母教室を年 2 回開催。参加者数 40 人。</p> <p>6 こども相談として 18 歳未満の子どもに関する相談に対応。新規相談者数（延べ人数） 540 人、うち児童虐待相談 143 人。</p> <p>7 小学校入学前の子どもがいる転入家庭への支援を実施。268 家庭、346 人に対応。</p> <p>8 保育所等を利用しない 4・5 歳児を持つ 9 家庭への支援を実施。</p> <p>9 若者の自立と就職に関する相談に対応。相談者数（延べ人</p>

<p>こども家庭支援課</p>	<p>数) 62 人。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 こども家庭センターが、母親だけでなく地域にも認知されるよう、さらに周知が必要である。</p> <p>また、産後ケア事業など子育てを支援する事業についても、家族にも理解が得られ、利用が促進されるよう広く周知が必要である。</p> <p>⇒紙媒体だけではなくホームページやアプリの利用など、対象者が情報を得やすい環境を検討する。</p> <p>2 育児・介護休業法の改正により育児休暇を取得する父親が増加していることに配慮する。</p> <p>⇒父親が積極的に家事や育児に取り組めるように、夫婦の協働に関する内容を強化するとともに、育休取得の父親への支援という視点も取り入れる。</p>
<p>保育こども園課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 新たに公私連携幼保連携型認定こども園を 1 か所設置するため、事業者や県との調整を行った。</p> <p>2 延長保育を市内全ての認可保育所及び認定こども園で実施。</p> <p>利用者数（延べ人数）公立 5 園：1,910 人 民間 27 園：13,380 人。</p> <p>3 一時預かり事業を公立 5 園、民間 14 園の認可保育所、認定こども園及び幼稚園で実施（幼稚園型も含む）。</p> <p>利用者数（延べ人数）公立 7,545 人、民間 7,616 人。</p> <p>4 病後児保育をひろはたこども園内で実施。</p> <p>実利用者数 30 人（延べ利用回数 73 回）。</p>
<p>保育こども</p>	<p>◆課題と課題解決に向けた対応</p>

園課	<p>1 延長保育では保護者の残業や遠方への通勤などに対し子育ての負担感を減らすことができたが、一時預かりでは日常的に就労する世帯の児童も預かっていることから、多様なニーズに対応する必要がある。</p> <p>⇒事業者数を増やすよう調整を行う。</p> <p>2 病後児保育の利用を促進する。</p> <p>⇒児童が体調不良の際に保護者が休みを取りやすい環境が以前より整いつつあることから、利用者が減少していることが考えられる。今後の実施方法等について検討するとともに、より多くの方に利用いただけるよう周知を図る。</p>
こども政策課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 子育て支援の地域拠点として、市内10カ所のぽけっと21等を運営。常駐アドバイザーが利用者に寄り添い、相談にも対応した。</p> <p>開所日数 1,170 日、総利用者数 29,558 人 (来所者数 27,954 人、電話相談者数 23 人)。</p> <p>2 ファミリー・サポート・センター事業として、仕事や急な用事で子どもの送迎や、面倒を見てもらいたい等の親の悩みを地域の人たちで解決する取組みを実施。</p> <p>活動件数 6,390 件、支援会員 554 人、 依頼会員 1,358 人、両方会員 30 人。</p> <p>支援会員の新規登録に必要な研修会を2回開催。男性会員を含む新規支援会員の登録を行った。</p> <p>3 母子・父子自立支援員2名による面接及び電話相談を実施。</p> <p>相談件数 3,763 件</p> <p>第2土曜日の開庁日に合わせた相談窓口の開設及び予約制によるオンライン相談を実施し、相談しやすい体制を整備している。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 共働き世帯の増加により、乳児期から保育所等を利用する</p>

	<p>児童が増え、コミュニティ保育を実施する団体及び会員数が減少するため、「所属をもたない」児童及びその保護者の孤立化につながる。</p> <p>⇒「所属をもたない」児童及びその保護者が、地域とのつながりを持ち、同年代と交流できるよう、活動の周知を積極的に行う。</p> <p>2 ファミリー・サポート・センター事業における多様化、増加する保育ニーズに対応する。</p> <p>⇒男性会員の拡充も含め、支援会員の増とスキルアップに努める。</p>
<p><b>(2) 安心して介護することができる環境の整備</b></p>	
<p>1 介護を支える施設やサービスの維持、提供に取組み、介護者が仕事と介護を両立できるようサービス提供に努めた。</p> <p>2 高齢者や介護者の不安や悩みに対応する相談窓口を設置し、適切な保健、医療、福祉サービスの利用につなげた。</p> <p>3 障害があっても住み慣れた地域で生活するための支援や、家族の在宅介護に伴う負担の軽減を図った。</p> <p>4 障害者とその家族の様々な悩みや困りごとに対して、専門的な相談支援を実施した。</p>	
<p>高齢介護課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 日常の食生活に支障をきたしている高齢者に、安否確認も兼ねた給食サービスを実施。年間利用状況 9,438 食。</p> <p>2 介護者のつどいを年 5 回開催。 参加者数（延べ人数）28 人。</p> <p>3 認知症サポーター養成講座を年 47 回開催。認知症サポーター養成者数 764 人（延べ人数 16,787 人）。</p>
<p>高齢介護課</p>	<p>4 市内 7 カ所に設置した地域高齢者支援センターにおいて、高齢者等からの相談を受付けた。</p>

	<p>相談者数（延べ人数）30,240人。相談件数（延べ件数）92,602件。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者施設の利用者、従事者ともに女性が多い中で、共に過ごしやすい環境を整備する。 ⇒第9期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づいて、男女ともに過ごしやすい、働きやすい環境となるよう努める。</li> <li>2 介護者のつどい、認知症サポーター養成講座の参加者は、男性も徐々に増えてきているが、少ない傾向にある。 ⇒男性介護者を対象とした集いの開催を視野に入れ、引き続き認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、認知症に対する理解の促進や地域への普及啓発を図っていく。</li> <li>3 高齢者の増加に伴い相談件数の増加が見込まれる。 ⇒増加する高齢者や介護者等の相談に、より丁寧に対応するため、引き続き男女問わずに相談しやすい窓口を開設していく。</li> </ol>
<p>障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者の日中活動を支援し、家族の在宅介護に伴う負担軽減を図る事業を実施。入浴サービスの利用回数1,822回（実利用者数22人）。日中一時支援事業延べ利用回数14,588回（実利用者数301人）。</li> <li>2 秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」に相談支援事業を委託し、専門相談員が悩みや困りごと、就労相談等に対応した。相談件数（延べ件数）4,532件。就労相談件数（延べ件数）1,798件。</li> </ol> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p>

	<p>1 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援ができる相談窓口を設置する。</p> <p>⇒必要な情報提供が行える「ぱれっと・はだの」を広く周知するとともに、精神保健福祉士や社会福祉士等による一般・就労相談を実施する。</p>
--	---

### (3) 趣味や経験を生かした市民活動等への参加の支援

<p>1 性別や年齢等により役割を固定化することなく、地域社会の一員として市民活動等に参加できるよう、市民活動団体の活動を支援した。</p>
--

市民活動支援課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 市内に活動拠点があり、1年以上市内で活動している団体（5団体）に対し、1団体15万円以内の支援金を支給。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 男女がともに地域社会の一員としてやりがいや生きがいを持って市民活動等に参加する。</p> <p>⇒既存組織の支援や新たな組織の育成を図るための事業を実施する。</p>
---------	---

### (4) 市民生活を支える相談窓口の充実

<p>1 性別に関わらず市民が抱える様々な問題や悩みに、きめ細やかに対応するため、専門家による相談等を実施した。</p>
--

市民相談人権課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 安心して市民生活を送れるよう、弁護士等の専門相談や外国籍市民相談、女性相談、消費生活相談を実施。専門相談件数（延べ件数）827件、市民生活相談件数（延べ件数）360件、女性相談件数（延べ件数）191件、外国籍市民相談件</p>
---------	---

市民相談人権課	<p>数（延べ件数）825 件。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 市民が抱える複雑多様化する問題に対処する必要がある。 ⇒法律相談の枠を増設し、新たに「境界・測量」相談を開設したが、引き続き身近な相談窓口として、市民生活に寄り添った相談業務を実施する。また、相談窓口の周知を図り、必要な方が相談に繋がるよう努めていく。</p>
<b>(5) 災害時でも安心できる環境の整備</b>	
<p>1 性別によるニーズの違いに配慮し、男女がともに協力し合える避難所運営に向けた訓練を実施した。</p>	
防災課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 避難所運営訓練において、避難所運営委員と避難所における女性に配慮した施設レイアウトや避難所ルールについて意見交換を実施し、その結果を施設レイアウト等に反映させた。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 避難所運営委員会議や避難所運営訓練等を通じ、女性・乳幼児等の要配慮者の視点やニーズを反映した避難所運営マニュアルを作成する。 ⇒国及び県の指針を確認するとともに、避難所運営委員会議や避難所運営訓練における女性等の意見を取り込みながら避難所マニュアルの見直しを進めていく。</p>
<p><b>【基本方針 2】</b> <b>男女がともに個々の能力を発揮して働くことができる環境をつく</b></p>	

<b>るために</b>	
<b>(1) 市民・事業者に向けた情報及び学習機会の提供</b>	
<p>1 県等との連携による労働相談会や労働講座を開催し、労働関係法令や制度の周知を図った。</p> <p>2 パンフレット等の配布や情報紙の発行によりワーク・ライフ・バランスや男性の育児休暇等働く環境に関する情報提供を行った。</p> <p>3 商工会議所等と連携し、労働実態の把握に努めた。</p>	
産業振興課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 街頭労働相談会を2回実施し、63人（男性31人、女性32人）参加。</p> <p>2 短期労働講座を2日間開催。参加人数（延べ人数）22人。</p> <p>3 秦野商工会議所が実施した「秦野市労働事情調査」により、所定労働時間、職場のメンタルヘルス等の実態把握に努めた。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 より多くの方に向けた情報提供や啓発を行う。 ⇒市内公共施設や商工会議所へ関係資料を配置するとともに市ホームページに掲載するなど、国、県、商工会議所と連携しながら周知を図る。</p>
市民相談人権課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 パンフレット等の配布やアンケートによる意識調査、講座等の開催により情報の発信や啓発に努めた。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 ワーク・ライフ・バランスや男性の育児休業等の言葉や制度について理解してもらうために、様々な年齢層に向けた積極的な周知が必要である。</p>

	⇒パンフレット等の配布や講座、講演会を通じて、利用しやすい学習の機会や情報を提供する。
--	---

**(2) 就業支援策の充実**

1 専門カウンセラーによる求職者の支援を実施した。

産業振興課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 求職者支援カウンセリングを45回実施。 ひとり親家庭・女性専用日の優先日を設け、女性カウンセラーが対応した。実施回数6回。また、毎月1回、一時保育を実施し、相談しやすい体制を整えた。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 性別や年齢、様々な立場の求職者へのきめ細やかな支援を行う。 ⇒子育て世帯就職相談会を実施。相談会の形式であれば参加しやすいとの声があったため継続的な開催を行い、育児と仕事を両立できる一歩への支援に繋げていく。</p>
-------	---

**【基本方針3】**  
**男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる環境をつくるために**

**(1) 人権侵害問題及びあらゆる人権に配慮した意識づくりの普及・**

<b>啓発</b>	
<p>1 誰もが自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について、正確な知識が得られるよう、様々な啓発期間に併せて事業を実施した。</p> <p>2 困難な問題を抱える女性や、高齢者、障害者等のための様々な相談窓口の周知を図った。</p>	
<p>市民相談人 権課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 6月23日から29日の「男女共同参画週間」や、11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動期間」に啓発を目的としたキャンペーンを実施。</p> <p>2 広報はだのに男女共同参画特集号を掲載。</p> <p>3 「職場の多様性とマネジメント」をテーマに研修を実施した。窓口対応の職員27人が参加。</p> <p>4 「人権と平和を考える夏休みこども映画会」参加者数257人、「人権・男女共同参画を考える会」参加者数181人を開催。</p> <p>5 12月4日から10日の「人権週間」では、県と共同で特定失踪者パネル展示を実施。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 人権侵害は男女問わずの問題であり、正しい認識と理解を広める。 ⇒様々な啓発方法を工夫するとともに、正しい認識と理解を深める学習機会の提供等により意識啓発を行う。</p>

<p>こども家庭 支援課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 こども相談及び若者相談窓口について、広報はだのやホームページ、公共施設や関係機関へのチラシの配布により周知を図った。</li> <li>2 児童虐待に関する相談先について公共機関等約 350 カ所にポスターを掲示したほか、自治会の回覧で周知を図った。</li> </ol> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童虐待に関する、相談先をより多くの人に周知する。 ⇒新たな周知協力の依頼先を増やしていく。</li> </ol>
<p><b>(2) 被害を受けた人に対する支援体制の充実</b></p>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種専門相談を実施し、関係機関と連携しながら相談者のニーズに合った対応を実施した。</li> <li>2 被害を受けた人がプライバシーや人権を侵害されることなく安心して相談ができるよう、相談者の視点に立った相談体制の充実に努めた。</li> </ol>	
<p>市民相談人 権課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 女性相談（DV相談）については、支援措置や一時保護等の情報共有や連携が必要であるため、関係各課との庁内連絡会議を実施した。</li> <li>2 人権擁護委員による人権相談を毎月第2、第4木曜日に実施した。</li> </ol> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一時保護等については、警察など関係機関との円滑な連携が必要である。</li> </ol> <p>⇒常時、関係機関と連携し、迅速で的確な対応ができるよう、</p>

	情報共有と共通の認識を図る。
障害福祉課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 障害者虐待防止センターを設置し、24時間体制で障害者虐待に関する通報、相談を受け付け、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行った。</p> <p>通報、届出件数 32 件。相談対応件数 447 件。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 障害者虐待の未然防止や相談窓口を周知する。</p> <p>⇒引き続き、障害者虐待防止センターにおいて24時間体制で相談を受け付けることに加え、広報啓発活動に取り組む。</p>
<b>(3) 配偶者等からの暴力を受けた人に対する支援の充実</b>	
<p>1 関係機関と連携し、相談の実施及び情報共有を図った。</p> <p>2 専門知識を有する相談員を配置するとともに、研修等による情報の取得や相談スキルの向上に努めた。</p> <p>3 被害者の心身の安全と生活の安定が図られるよう、自立に向けた相談・支援を行った。</p>	
こども政策課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 母子・父子自立支援員による、生活や手当等制度の相談、助言を実施。相談件数 3,763 件。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 面接、電話相談に加え、オンライン相談の実施など、相談の仕方の選択肢を広げる。</p> <p>⇒土曜開庁時の相談やオンライン相談等について、より周知を図り、ひとり親家庭の生活の安定と自立支援につなげていく。</p>

戸籍住民課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 配偶者暴力防止法等の規定に基づき、被害者からの相談の受付や、関係機関との連携を図りながら支援措置を実施した。支援措置申出件数、新規 35 件、継続 104 件。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 個人情報等を慎重に取扱い、被害者の状況に応じたきめ細かい対応を行う。 ⇒支援措置対象者の対応について、個別に考慮すべき点など各課と連携し、取扱いの徹底を図る。</p>
交通住宅課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 配偶者からの DV により、市内の実家に避難していた世帯から市営住宅への入居相談を受け、市営住宅審議会に諮り、対応した。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 DVや女性相談に関わる相談については、相談者に寄り添い必要な情報を提供し、調整していくなどの対応を行う。 ⇒関係課から相談があった場合には、支援に向けて調整を行う。</p>
<b>(4) 生涯を通じた健康支援</b>	
<p>1 生涯を通じた健康の保持増進のため、検診や健康教室、各種講座を実施した。</p> <p>2 ライフステージの変化に応じたこころの健康づくりへの理解を深めるため啓発や情報発信を行った。</p>	
健康づくり課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 働く男性・女性のがん検診受診率向上のため、土曜日、日曜日にがん集団検診を開催。</p>

健康づくり課	<p>2 受診率の低い子宮頸がん検診については、女性医師が担当する「レディースデー」を実施。</p> <p>3 市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、体操会の実施等を支援。</p> <p>4 市内幼小中学校の保護者を対象に、ストレス対策講座を開催。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 疾病の早期発見のため、受診率の向上を図る。 ⇒受診行動のきっかけづくりのため、市内公共施設で健康測定会「健康バス」の開催や未病センターにおいて、受診勧奨や健康相談のできる環境づくりを行う。</p> <p>2 全国的に就労世代の男性の自殺割合や、LGBTQに関連する悩みを持つ思春期世代の自殺願望が非常に高いことに対する対策が必要である。 ⇒就労世代及び若年層への啓発のため、SNSを活用した情報発信を行うとともに、様々な場面で啓発の機会を増やす。</p>
<p><b>【基本方針4】</b> <b>男女共同参画に対する理解を深めるために</b></p>	
<p><b>(1) 子どもに対する男女共同参画教育の充実</b></p>	
<p>1 生命や人権の尊重を基盤とし、一人ひとりの子どもの個性を認め、それぞれの良さを伸ばす教育の充実を図る。</p> <p>2 発達段階に応じた計画的かつ継続的な取り組みにより、性の正しい知識と健康に関する教育の充実に努めた。</p>	
教育指導課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 子どもの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方について、自らの適性や希望に合った進路を主体的に選択できるよう、キャリアパスポートの活用を図ることができた。</p> <p>2 性に関する自己決定権の尊重の重要性や、飲酒、喫煙、薬</p>

<p>教育指導課</p>	<p>物乱用に関する正しい知識について、学級活動等の時間を活用して指導を行った。</p> <p>3 学校訪問等の授業実践の協議の場において、男女共同参画の視点に立った助言を行った。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 急速な社会変化に伴い勤労観や求められる社会性も変化しており、将来の職業や生き方も広がりが見られていることから、実際に社会に関わる活動を通して子どもたちの勤労観や社会性を養っていくことが必要である。</p> <p>⇒引き続き、オンラインも活用した職場体験学習等の活動を推進するとともに、コミュニティ・スクール等の制度を活用し、より多角的な視点から子ども達の勤労観や社会性を養っていく。</p> <p>2 園校において人権尊重に立った教育活動が常になされるよう、教職員の人権感覚、意識を向上する。</p> <p>⇒自らの言動が児童生徒の尊厳を傷つけないよう、態度や行動を振り返るための助言を重ねていく。</p>
<p>教育研究所</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 幼稚園、こども園、小・中学校の各教職員に向けたネットリテラシー研修会を実施するとともに、情報モラル教育に有効な資料を各校に共有できた。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 児童生徒のネットリテラシーの育成を図るため、メディアからの情報を正しく読み解く力を育てることや、ネットモラルも含め、今後も引き続き急速に変化する情報化社会に対応するための取組みの推進を図る。</p> <p>⇒GIGA ワークブックはだのの有効活用に努めるとともに、児童生徒が安全に学習用端末を利用するために、「秦野市学校情</p>

	報セキュリティポリシー」の周知を進め、教職員の意識向上を図る。
<b>(2) 生涯学習等の場における意識啓発事業の推進</b>	
1 性別による固定的な性別役割分担意識への気づきや、男女共同参画社会についての理解を深めるために講座や講演会を開催した。	
市民相談人 権課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 市民団体との連携を図り「男女共同社会フォーラム」や「人権・男女を考える講演会」を開催した。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 男女共同参画を浸透させるため、男性や若い年代の参加を促す啓発活動が必要である。 ⇒興味や関心を持つ実用的なテーマなど講演会等の内容や周知の方法を工夫していく。</p>
<b>【基本方針5】</b>	
<b>男女共同参画社会の実現を着実に進めるために</b>	
<b>(1) 庁内推進組織による計画推進の適正管理</b>	
1 推進状況を踏まえた年次報告書の作成及び各所管課の取組みに対する対応策を検討した。	
市民相談人 権課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 各所管課の施策の推進状況を把握し、年次報告書にまとめた。男女共同参画推進会議において成果、課題を報告し、意見交換、検討を行った。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 第4期プランの進行管理を適切に行い、全庁的に施策を推</p>

	<p>進できるよう取り組む。</p> <p>⇒庁内推進組織の「男女共同参画推進会議」において、情報共有や協議を行い、課題への取組みについて、各所管課と連携し、検討を進める。</p>
<p><b>(2) 方針決定過程における女性の登用の促進</b></p>	
<p>1 各審議会等における女性委員の登用率の引き上げを推進した。</p>	
<p>市民相談人 権課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 各審議会等における女性委員の登用率を第4期男女共同参画プランの計画終了時までには40%とする目標値を設定し、調査を実施。令和6年4月1日現在の女性登用率は27.0%であった。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 女性委員の登用率の引き上げを推進する。 ⇒目標未達成の所管課へヒアリングを行い、阻害要因についての改善策や効果的な方法について検討していく。</p>
<p><b>(3) 各機関と連携した事業の推進</b></p>	
<p>1 県、近隣自治体など関係機関や、市民団体と連携した啓発活動を実施し、事業を推進した。</p>	
<p>市民相談人 権課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 県、厚木市と協働し、女性のスキルアップ講座を全2回開催。参加者数（延べ人数）30人。</p> <p>2 人権を尊重し多様性を認め合う社会づくりを推進するため、パートナーシップ宣誓制度等の性的マイノリティに対する支援を行った。</p>

	<p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 性的マイノリティに対する正しい知識や、多様な性を尊重する社会について理解の促進を図る。 ⇒市民や学校、会社、地域などにおける理解を促進するための周知方法を検討する。</p>
<p><b>(4) 市職員における女性活躍「行動計画」に基づく取組みと職員一人ひとりの意識啓発の推進</b></p>	
<p>1 男女間の登用の差を改善するため、男女共同参画の視点を意識した登用に努めた。</p> <p>2 職員一人ひとりが男女共同参画社会に対する理解と認識を深めることはもとより、自らの個性と能力を十分発揮できるよう研修を実施した。</p>	
<p>人事課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 令和7年度までに女性職員の割合を課長代理級40%以上、課長級以上22%以上を達成する目標値としており、前年度に対し課長代理級は2.9%増の20.9%、課長級以上は2.5%減の17.8%であった。</p> <p>2 新採用職員を対象に、男女共同参画に対する理解と認識を深める研修を実施。受講者数29名。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 男女共同参画の視点を十分に考慮した登用を進め、女性職員の活躍を一層推進する。 ⇒女性職員が管理職となることを目指すためには、短期的な対応ではなく、計画的な育成、意欲の向上、キャリア支援を継続的に進めていく必要があることから、引き続き重点事業として推進する。</p>

